

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則
 【規則】
 （県例規集登載）

技術管理課

○ 岡山県建設工事等公表事務取扱要領の一部改正
 【告示】
 （県例規集登載）

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
 ○ 優良図書の推奨
 ○ 有害図書の指定

地域医療推進課

子ども家庭課

○ 海区漁場計画の変更並びに当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間
 ○ 道路の区域変更
 ○ 道路の供用開始

水産課

道路整備課

【公告】

○ 令和七年度公文書の開示の実施状況
 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧
 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届

総務学事課

経営支援課

耕地課

目次

担当課（室）

○ 土地改良事業の工事完了
 ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
 ○ 土地収用法に基づく立入りの許可
 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 ○ 〃
 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 ○ 〃
 ○ 一般競争入札の実施

農村振興課

〃

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

警察本部会計課

総務課

〃

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会

○ 政治団体の名称等の公表
 ○ 政治団体の代表者等の異動
 ○ 政治団体の解散
 ○ 資金管理団体の名称等の公表
 ○ 資金管理団体の届出事項の異動

〃

〃

〃

〃

○ 外部監査人補助者の告示
 【監査委員】

監査事務局

【公安委員会】

○ 岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

情報管理課

<p>○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）</p> <p>【警察本部】</p> <p>○ 岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程の一部改正 （県例規集登載）</p>	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p> <p>交通指導課</p> <p>情報管理課</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第四十三号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は」を「、インターネットを利用して又は」に改め、同条第二項中「同項第四号」を「次項第四号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百八十号

岡山県建設工事等公表事務取扱要領（平成十三年岡山県告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

契約担当者は、建設工事等に関する次に掲げる事項について、当該建設工事等ごとに、落札者を決定した日の翌日（落札者を決定した日の翌日が岡山県の休日を選定する条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該翌日後においてその日に最も近い休日でない日）に（第一号に掲げる事項にあつては一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めた後遅滞なく、第十号ロに掲げる事項にあつては当該事項を定めた後遅滞なく、第十一号及び第十二号に掲げる事項にあつては契約の締結後遅滞なく）、これを公表しなければならぬ。

第四条第一項第十号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 自治令第六百六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準

第六条第一項中「閲覧所を設け、知事が別に定める書面を」を「インターネットを利用して」に改め、同条第二項中「によるほか、可能な範囲においてインターネットを利用して」を「により公表することが困難な場合は、閲覧所を設け、知事が別に定める書面を」に改め、同条第三項中「閲覧所の設置」を「インターネットの利用」に、「インターネットの利用」を「閲覧所の設置」に改める。

第七条第二項中「閲覧所における公表にあつては」及び「とし、インターネットの利用による公表にあつては公表した日（第四条第一項第一号から第十号までに掲げる事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して一年を経過する日まで」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）前に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った一般競争入札及び同令第六十七條の十二第二項の規定による通知を行った指名競争入札に係る建設工事並びに測量業務及び建設コンサルタント業務に対するこの告示による改正後の第四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この告示による改正後の第七条第二項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する公表について適用する。

◎岡山県告示第二百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

訪問看護ブイリーズ

医療機関の所在地

倉敷市上東五二六―一三

倉敷市茶屋町三六〇―一二

フロ

令和八年六月一日

ハートライフ薬局

医療機関の所在地

倉敷市松島一〇〇―一

倉敷市松島一〇〇―五

令和八年四月二十三日

◎岡山県告示第二百八十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
 令和八年五月二十九日

番号	図 書 名	著 者	作・絵	発 行 所	対 象
1	たわしのねこ	しまだ はるお	作・絵	ひかりのくに	幼 児
2	ぼくのランドサール	石川 基子	作・絵	G a k k e n	”
3	しょうがっこうへ しゅっぱつしんこう！	林 彩子	作	G a k k e n	小学生（低）
4	きゆうしよくのじかん	西片 拓史	絵	G a k k e n	”
5	アニーとリッチー	加藤 休ミ	作・絵	G a k k e n	小学生（中）
6	めぐってオモロい マジオか人体	マージョラー・クインラン・シャーマント 小宮 由 高橋 由季 坂井 建雄 室木 おすし かるめ	訳 絵 監修 絵	岩 波 書 店 G a k k e n	”
7	1分で一生涯 偉人のお話 自由と平和編	白坂 洋一 甲斐 望 こぎきゆう	監修 文 文	ポ プ ラ 社	”
8	ぼんざい！ぼくらのフジギ島	辻堂 ゆめ	作	主婦の友社	小学生（高）
9	透明な罪	もえぎ 桃	著	P H P 研 究 所	中 学 生
10	ぼくがぼくであるために	蒼沼 洋人	著	ポ プ ラ 社	中 学 生

◎岡山県告示第二百八十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	芸能スクープ暴かれる封印した 黒歴史トリビア	グレイソフハウス
2	〃	劇画エマニエル vol.1.39	大 洋 図 書
3	〃	月間COMIC夢幻転生 2026年6月号	テイナーアインネット
4	〃	ナックルズ極ベスタ vol.1.42	大 洋 図 書
5	〃	ヤングコミック 2026年5月号	少 年 画 報 社

◎岡山県告示第二百八十四号

令和五年岡山県告示第二百四十三号で告示した海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定により当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 海区漁場計画の変更の内容
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。）

二 免許予定日

令和八年九月一日

三 申請期間

令和八年六月一日から六〇日間

令和8年5月29日 岡山県公報 第12806号

◎岡山県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西大寺備前線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
備前市島田字目田六五番五地先から 備前市島田字矢田二三八番九地先まで		旧	三・一〇・七	四〇〇・〇
		新	六・八〇・三	四〇〇・〇
備前市島田字目田六五番五地先から 備前市島田字矢田二三八番九地先まで		旧	五・〇〇・二六・〇	九六六・四
		新	七・九五〇・二八・〇	九六六・四

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒忠井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市芳井町花滝字日向前九六二番一地先から 井原市芳井町花滝字上一〇七二番一地先まで		旧	三・一〇・七	四〇〇・〇
		新	六・八〇・三	四〇〇・〇
井原市芳井町花滝字日向前九六二番一地先から 井原市芳井町花滝字上一〇七二番一地先まで		旧	三・一〇・七	四〇〇・〇
		新	六・八〇・三	四〇〇・〇

令和8年5月29日 岡山県公報 第12806号

◎岡山県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道 上線	黒忠井原線	井原市芳井町花滝字日向前九六二番一地先から 井原市芳井町花滝字上一〇七二番一地先まで 津山市上田邑字平田後六二番一地先から 津山市上田邑字平田六六番一地先まで	令和八年五月二十九日

令和8年5月29日 岡山県公報 第12806号

〔三二二〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数

一、五三二件

2 処理状況

開示

六三〇件

一部開示

六四三件

非開示

一八件

公文書不存在

一九〇件

対象外

二件

取下げ

四九件

3 実施機関別内訳

知事

一、一五五件

教育委員会

一五二件

選挙管理委員会

一九件

人事委員会

二件

警察本部長

一三九件

公営企業管理者

五八件

岡山県立大学

三件

岡山県精神科医療センター

四件

二 審査請求件数

八件

〔二二三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ玉野田井店

所在地 玉野市田井三丁目五六六七番三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和九年一月十九日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百五・六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 四十六台

(2) 駐輪場の収容台数 十一台

(3) 荷さばき施設の面積 三十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六・八九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時（二十四時間）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和八年五月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工・企業立地課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔二二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和八年五月二十九日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
足守土地改良区	西谷池	ため池整備	完了年月日 令和八・四・三〇

〔二二六〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
津山市桑下一九九三		田	二、四九六

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和八年八月一日	権利の始期から令和十三年七月三十一日まで	一一、四八〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局津山支局に供託する。

五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第八条第二項

第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借受希望者が明確であり、また公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程第四条第二項の規定による農地中間管理権を取得しないとされた農地等に該当しない。

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年六月十二日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

七 (6) その他参考となるべき事項
その他

申請に係る農地については、機構関連事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する土地改良事業をいう。）が行われることがある。

〔二二七〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV特別高圧架空送電線路 下阿知線N°・七経年鉄塔建替
工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和八年五月二十九日から同年十二月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域
岡山県瀬戸内市邑久町向山字亀田、字岩之端、字西亀田

〔二二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市木之子町字蟹ヶ迫九九〇番、字鳥越五五七八番、五五八一番、五五八三番二、木之子町六〇七五番二、六〇七五番一八、六〇七五番一九、六〇七五番二〇、字鳥越五五七八番地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市井原町三一一番地一

井原市長 大舌 勲

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十四日岡山県指令建指第七七号

〔二二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字前田一七二番一、一七三番一、一七四番一、字池之内一七五番一、一七六番一、一七七番一、一七八番一、一七九番一の一部、一八〇番一の一部、一八一番、一八二番一の一部、一八三番一の一部、一八六番一の一部、一八七番一の一部、一八八番一の一部、一八九番一の一部、一九〇番一の一部、一九一番一の一部、一九二番、一九三番、一九四番、字前田一九五番、一九七番、一九八番一、二〇一番、二〇二番の一部、二〇三番の一部、二〇六番の一部、二〇七番の一部、二〇八番、二〇九番、二一〇番、二一三番の一部、二一五番の一部、二一六番の一部、字村下二二三番一の一部、二二五番二の一部、字砂場二九三番一の一部、二九三番二の一部、二九四番一の一部、二九六番一の一部、二九七番、二九八番一の一部、二九八番四、字砂場二九六番一地先から二九八番一地先まで道、字村下二二三番地先道、字前田二〇九番地先から二〇六番地先まで水路、字前田二〇二番地先から字池之内一九一番一地先まで水路、字砂場二九六番一地先から二九七番地先まで水路、字砂場二九四番一地先から二九八番四地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区浜三六七番地

株式会社赤磐総合開発

代表取締役 天野 孝一

三 許可年月日及び許可番号

令和八年五月七日岡山県指令建指第三二二号

〔二三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市木之子町字蟹ヶ迫九九〇番、字鳥越五五七八番、五五八一番、五五八三番二、木之子町六〇七五番二、六〇七五番一八、六〇七五番一九、六〇七五番二〇、字鳥越五五七八番地先道

二 公共施設の種類

道路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市井原町三十一番地一

井原市長 大舌 勲

五 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十四日岡山県指令建指第七七号

〔二三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字前田一七二番一、一七三番一、一七四番一、字池之内一七五番一、一七六番一、一七七番一、一七八番一、一七九番一の一部、一八〇番一の一部、一八一番、一八二番一の一部、一八三番一の一部、一八六番一の一部、一八七番一の一部、一八八番一の一部、一八九番一の一部、一九〇番一の一部、一九一番一の一部、一九二番、一九三番、一九四番、字前田一九五番、一九七番、一九八番一、二〇一番、二〇二番の一部、二〇三番の一部、二〇六番の一部、二〇七番の一部、二〇八番、二〇九番、二一〇番、二一三番の一部、二一五番の一部、二一六番の一部、字村下二二三番の一部、二二五番二の一部、字砂場二九三番一の一部、二九三番二の一部、二九四番一の一部、二九六番一の一部、二九七番、二九八番一の一部、二九八番四、字砂場二九六番一地先から二九八番一地先まで道、字村下二二三番地先道、字前田二〇九番地先から二〇六番地先まで水路、字前田二〇二番地先から字池之内一九一番一地先まで水路、字砂場二九六番一地先から二九七番地先まで水路、字砂場二九四番一地先から二九八番四地先まで水路

二 公共施設の種別

道路、水路、緑地、下水道、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区浜三六七番地

株式会社赤磐総合開発

代表取締役 天野 孝一

五 許可年月日及び許可番号

令和八年五月七日岡山県指令建指第三二号

〔二三三二〕貸付調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
岡山県警察ネットワーク端末の借入れ 1291組
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (1) 申請先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7538
 - (2) 申請期限
令和8年7月8日(水) 午後4時
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話 (086) 234-0110 内線2242
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和8年5月29日(金) から同年7月21日(火) まで (岡山県の休日を含める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
イ 交付方法
 - (1)の場所にて交付する。また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。 - (3) 入札書の受領期限
令和8年7月29日(水) 午後4時
 - (4) 開札の日時及び場所
令和8年7月30日(木) 午前11時
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部庁舎2階入札室
- 5 借入物件に係る事前の確認
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和8年6月15日(月) までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。
 - 6 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
 - (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
 - (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和8年7月21日（火）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Network terminal 1291 sets

(2) Lease period :

From 1 March, 2027 through 29 February, 2032

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 29 July, 2026

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

TEL 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県議会公告

岡山県議事情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和八年五月二十九日

岡山県議会議長

太田正孝

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数

五件

2 処理状況

開示

一件

一部開示

三件

非開示

一件

二 審査請求件数及び処理状況

1 審査請求件数

〇件

2 処理状況

なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年岡山県条例第五十九号）第五十六条の規定により、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の施行の状況を次のとおり公表する。

令和八年五月二十九日

岡山県議会議長

太田正孝

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 一 | 保有個人情報開示請求件数及び処理状況 | ○件 |
| 1 | 請求件数 | ○件 |
| 2 | 処理状況 | なし |
| 二 | 保有個人情報訂正等請求件数 | ○件 |
| 三 | 保有個人情報利用停止等請求件数 | ○件 |
| 四 | 審査請求件数及び処理状況 | ○件 |
| 1 | 審査請求件数 | ○件 |
| 2 | 処理状況 | なし |

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があった。
令和八年五月二十九日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡本おさむ後援会	岡本 修	西崎 知佳	岡山市北区久米一六―五	令和八・四・六
黒川彩芽後援会	黒川 彩芽	黒川 彩芽	玉野市山田三一〇三	〃 〃 〃
杉原ころう後援会	杉原 五郎	杉原 五郎	備前市日生町寒河二六五六	〃 〃 〃
たかはたまもる後援会	高 島 明	高 島 明	岡山市北区西之町三一〇五	〃 〃 〃
竹 潤 会	竹 島 潤	井 上 紘 貴	〃 〃 鹿田町一八―一八―八〇六	〃 〃 〃
中村くにひろ後援会	中 村 国 広	中 村 国 広	備前市伊部一三七―一	〃 〃 〃
藤原哲郎後援会	石 田 章	藤 原 有 紀	岡山市東区九幡一〇六一	〃 〃 〃
藤原哲郎政治資金管理団体	藤 原 哲 郎	藤 原 有 紀	〃 〃 〃	〃 〃 〃
宮内和也後援会	宮 内 和 也	宮 内 和 也	久米郡美咲町高下一〇〇	〃 〃 〃
和田あいこ後援会	和 田 亜 衣 子	和 田 亜 衣 子	倉敷市茶屋町七七八―七	〃 〃 〃

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林 裕一

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和八年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称					
参政党岡山第1支部	和田ひとみ	会計責任者の氏名	河上朋子	八杉良子	令和八・四・二
参政党岡山第3支部	池田孝明	主たる事務所の所在地	真庭市蒜山富掛田二八七	高梁市川上町地頭一三九七一九	四・二四
参政党岡山第4支部	濱田隆之	会計責任者の氏名	林晶子	佐々木聖子	四・二
参政党岡山支部連合会	白政恭子	〃	和田亜衣子	白瀧明子	四・七
自由民主党岡山県郵政政治連盟支部	野村和正	主たる事務所の所在地	岡山市北区津島新野一―一―三一	山本容子	三・一四
〃	〃	代表者の氏名	野村和正	新見市正田二四五―六二	〃
中道改革連合岡山県第4区総支部	柚木道義	主たる事務所の所在地	倉敷市神田一―三―二〇中央ビル二階	竹崎広文	四・一
〃	〃	会計責任者の氏名	藤井典子	倉敷市美和二―一六―二〇―一〇二	〃
立憲民主党岡山県第4区総支部	鳥井良輔	主たる事務所の所在地	倉敷市神田一―三―二〇中央ビル二階	長家啓太	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	藤井典子	倉敷市美和二―一六―二〇―一〇二	〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
環境連政治連盟岡山支部	牧生夫	会計責任者の氏名	中谷純治	渋谷忠裕	令和八・四・一
木下たかふみ後援会	藤田祐二	主たる事務所の所在地	瀬戸内市牛窓町鹿忍七八三―七七	瀬戸内市牛窓町鹿忍二二三―一	四・一三
桑野和夫後援会	菰口二郎	代表者の氏名	菰口二郎	逸見浩平	四・五
瀬戸内政策研究会	松田忠和	主たる事務所の所在地	倉敷市神田一―三―二〇中央ビル二階	倉敷市美和二―一六―二〇―一〇二	四・一
〃	〃	会計責任者の氏名	藤井典子	長家啓太	〃
柚木みちよし後援会	柚木道義	主たる事務所の所在地	倉敷市神田一―三―二〇中央ビル二階	倉敷市美和二―一六―二〇―一〇二	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	藤井典子	長家啓太	〃

◎岡山県選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和八年五月二十九日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

井上精二後援会

小川進一後援会

次のステージへ

代表者の氏名

井上 精二

小川 進一

難波 ちなみ

岡山県選挙管理委員会
委員長

大 林 裕 一

解散年月日

令和八・四・二三

〃 〃 三・三一

〃 〃 三・三一

◎岡山県選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和八年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

大

林 裕 一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岡本 修	岡山市議会議員	岡本おさむ後援会	岡山市北区久米一―六―五	令和八・四・一
竹島 潤	岡山県議会議員	竹 潤 会	〃 鹿田町一―八―一八―八〇六	〃 四・四
藤原 哲郎	岡山市議会議員	藤原哲郎政治資金管理団体	〃 東区九幡一〇六一	〃 四・一
和田 亜衣子	岡山県議会議員	和田あいこ後援会	倉敷市茶屋町七七八―七	〃 〃

◎岡山県選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和八年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

黒石健太郎

黒石健太郎後援会

公職の種類

瀬戸内市長

岡山市議会議員

令和七・六・一六

柚木道義

柚木みちよし後援会

主たる事務所の所在地

倉敷市神田一―三〇―二〇中央ビル二階

倉敷市美和二―一六―二〇―一〇二

令和八・四・一

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人難波徹が岡山県と令和八年四月十五日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助する期間は、次のとおりである。

令和八年五月二十九日

岡山県監査委員	鳥
岡山県監査委員	河野
岡山県監査委員	榎尾
岡山県監査委員	飛山
	美
	保
	井
	良
	輔

氏名	住所	期間
黒田 直樹	倉敷市福島三七一番地八	令和八年五月二十九日から令和九年三月三十一日まで
大森 浩二	岡山市北区出石町二丁目二番一八―一号	
服部 紘児	岡山市北区鹿田町一丁目四番二―一号	
富岡 真衣	倉敷市福田町古新田八九二番地四	
石井 克典	岡山市中区古京町一丁目九番一号 エメラルドマンション古京五〇―一号	

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月二十九日

岡山県公安委員会

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

和五年岡山県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「情報通信技術活用規則」という。)第十一條及び」を削る。

第二条第一項第二号中「法令等 法律、法律に基づく命令、」を「条例等」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同条第二項中「情報通信技術活用法」を「情報通信技術活用法例」に改める。

第三条を次のように改める。

(対象手続の公表)

第三条 公安委員会等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる手続等については、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第四条第一項中「情報通信技術活用法第六條第一項及び」を削り、同条第五項及び第六項中「法令」を「条例等」に改める。

第五条中「情報通信技術活用法第六條第四項及び」を削る。

第六条を削り、第七条を第六條とする。

第八条第一項中「情報通信技術活用法第七條第一項及び」を削り、同条を第七條とする。

第九条を削る。

第十条中「情報通信技術活用法第七條第四項及び」を削り、同条を第八條とし、同条の次に次の二條を加える。

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第五條第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第六條第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合は、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第十一条を削り、第十二條を第十一條とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第八号

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年五月二十九日

岡山県公安委員会

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改める。

第三条第二項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改め、「を公安委員会の掲示板上に掲示すること」を削る。

第四条第三項及び第六条第四項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改める。

様式第七号(裏)中「場所において公示により」を「公示による」に、「納付命令の場所」を「納付命令の方法」に、

「岡山県公安委員会の掲示板（岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号所在）」を「公示による納付命令は、氏名ではなく、前記1記載の弁明通知書の番号を岡山

県警察のウェブサイトに掲載するとともに岡山県公安委員会の掲示板（岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号所在）に掲示して行います。」に改

めらる。

附則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県警察告示第二十七号

岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程（令和五年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日

岡山県警察本部長 工 藤 陽 代

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り上げる。
第七条を削る。
第八条中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第六条とする。
第九条を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。